

定期報告を要する建築物等

1 特定建築物

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が規模等の欄のいずれかに該当するもの。

区分	用途	規模等	
		国による指定 (避難階にのみ対象用途がある場合は対象外)	市による指定
1	劇場、映画館又は演芸場	・当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの ・客席が200㎡以上 ・主階が1階にない ・当該用途（100㎡超）が地階にあるもの	—
2	観覧場、公会堂又は集会場	・当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの ・客席が200㎡以上 ・当該用途（100㎡超）が地階にあるもの	—
3	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	・当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの ・当該用途が2階に300㎡以上	—
4	児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※1）	・当該用途（100㎡超）が地階にあるもの	—
5	上記4以外の児童福祉施設等	—	・当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの ・当該用途が2階に300㎡以上 ・当該用途（100㎡超）が地階にあるもの
6	旅館又はホテル	・当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの ・当該用途が2階に300㎡以上 ・当該用途（100㎡超）が地階にあるもの	—
7	下宿、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅及びグループホームを除く。）※2	—	当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの、かつ当該用途が1,000㎡以上
8	サービス付き高齢者向け住宅又はグループホーム	・当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの ・当該用途が2階に300㎡以上 ・当該用途（100㎡超）が地階にあるもの	—
9	学校又は体育館	—	当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの、又は当該用途が2,000㎡以上
10	博物館、美術館又は図書館	・当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの ・当該用途が2,000㎡以上	—
11	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	—	—
12	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗	—	—
13	展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場	・当該用途（100㎡超）が3階以上にあるもの ・当該用途が2階に500㎡以上 ・当該用途が3,000㎡以上 ・当該用途（100㎡超）が地階にあるもの	—
14	待合、料理店又は飲食店	—	—
15	事務所その他これに類するもの※2	—	当該用途（100㎡超）に供する部分の階数が5以上で、かつ当該用途が1,000㎡超

※1 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※2 上記表の7及び15の用途の建築物については、報告項目から「敷地及び地盤」「建築物の内部」「避難施設等」等を除く。

2 防火設備

区分	用途	対象
1	上記表の特定建築物のうち、1～6、8～14の用途の欄に掲げる用途	・左記に掲げる用途で、上記表の対象規模等に該当する建築物に設けた防火設備（防火ダンパー及び外壁開口部は除く。）
2	病院又は診療所	・左記に掲げる用途で、対象用途の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに設けた防火設備（防火ダンパー及び外壁開口部は除く。）
3	児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの）	

3 昇降機等

区分	種別	対象
1	エレベーター	・建築物に設けた昇降機のうち、以下のものは対象から除く。 ※労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター ※かごが住戸内のみを昇降するもの ※出し入れ口の下端が室の床面よりも50センチメートル以上高い小荷物専用昇降機
2	エスカレーター	
3	小荷物専用昇降機	
4	工作物	・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの ・コースター等の高架の遊戯施設 ・メリーゴーラウンド等の原動機による回転遊具施設等

4 建築設備等

区分	種別	対象
1	上記表の特定建築物のうち、1～6、8～14の用途の欄に掲げる用途	・左記に掲げる用途で、上記表の対象規模等に該当する建築物に設けた換気設備、排煙設備、非常用照明装置（建築基準法第28条第2項ただし書又は同条第3項の規定により設けた換気設備並びに法第35条の規定により設けた排煙設備及び非常用の照明装置に限る。）